

定期航空協会からの要望について

(従前(平成30年まで)の取組)

- 航空法第70条に基づき、日本を運航する全ての操縦士を対象に、アルコールの影響により正常な運航ができないおそれがある間は運航を禁止。
- 運航規程において、乗務前8時間以内に飲酒を行ってはならない旨定めていた。
- 検査に係る基準は無く、これらを遵守するための具体策は各社に委ねられていた。(乗務前検査を実施していた会社もあった。)



(アルコールに係る不適切事案の発生)

- 平成30年10月25日にANA ウイングスの機長が前夜の飲酒の影響で乗務不可を申し出た事案や10月28日に日本航空の副操縦士が乗務前にロンドン警察のアルコール検査を受け拘束された事案、11月14日にスカイマークの機長が乗務前のアルコール検査で陽性反応があり遅延が発生した事案など、航空会社において飲酒に係る不適切事案が連続して発生。(その後も事案が発生)
- 平成30年12月17日には、日本航空の客室乗務員から乗務中にアルコールが検知される事案が発生。

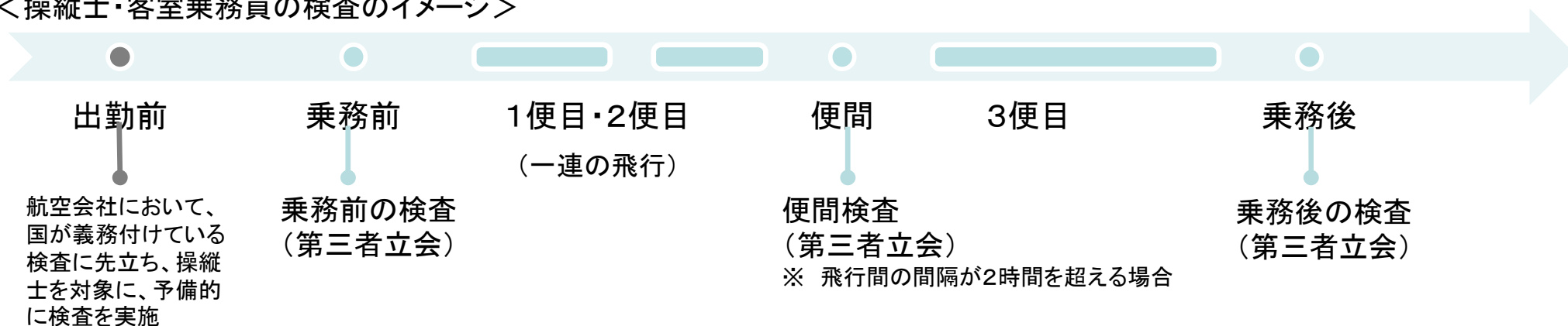


(アルコール対策の強化)

- 令和元年7月より、航空運送事業者の操縦士、客室乗務員、運航前整備を行う整備従事者、対空通信を行う運航管理従事者を対象とし、業務を開始する前にアルコール検査の実施を義務付け、アルコールが検知された場合の業務を禁止することとした。
また、機上で業務を行う操縦士と客室乗務員に対しては、業務中における飲酒行為を防止する観点から、乗務後の検査も義務付けることとした。

- 操縦士及び客室乗務員については、乗務前の検査に加え、乗務後の検査が必要。
(注) なお、航空会社において、国が義務付けているこれらの検査に先立ち、操縦士を対象に、予備的な検査を実施している。
- 連続する飛行の場合、飛行間の間隔が2時間以内である場合は、「一連の飛行」として扱い、飛行間の検査(いわゆる「便間検査」)は不要。
- 基準策定以降、乗務前にアルコールを検知した事案は、平成31年(令和元年)には10数件程度発生していたが、令和2年以降、操縦士については発生しておらず、また、客室乗務員については年間1~2件程度発生している(発生していない年もある)状況。業務中の飲酒事案は、(平成31年以降)過去5年間発生していない。

＜操縦士・客室乗務員の検査のイメージ＞



	検査時期	不正防止対策	第3者の範囲
操縦士	<u>一連の飛行の前後</u>	第3者立会い	操縦士・客室乗務員以外の者
客室乗務員	<u>一連の飛行の前後</u>	第3者立会い	操縦士・客室乗務員以外の者
運航管理者等	航空機との通信に係る業務実施前	第3者立会い	運航管理者等以外の者
整備従事者	整備作業開始前	第3者立会い	整備従事者以外の者

※一連の飛行とは、機内で次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行(計画上又は実際の運航における飛行間の間隔が2時間以内である場合に限る。)をいう。

○ ICAO標準や欧州においては、運航者に対して乗務の前後いずれのアルコール検査も義務付けられておらず、米国においては運航者に対して乗務前又は乗務後の抜き打ち検査が義務付けられている。

	基準の概要	乗務前の アルコール検査	乗務後の アルコール検査
ICAO	○アルコールの影響のある間は業務に従事してはならない。	規定なし	規定なし
日本	○アルコールの影響により航空機の正常な運航ができないおそれのある間は業務に従事してはならない。	検査義務※あり	検査義務※あり
米国	○アルコールの影響下での運航又はその試みの禁止	乗務前又は乗務後検査義務※あり (抜き打ち)	
欧州 (EASA)	○アルコールの影響により航空機の正常な運航ができないおそれのある間は従事してはならない。	規定なし	規定なし

※運航者が実施

OICAO標準(シカゴ条約第1附属書)

1.1 Definitions

Psychoactive substances. Alcohol, opioids, cannabinoids, sedatives and hypnotics, cocaine, other psychostimulants, hallucinogens, and volatile solvents, whereas coffee and tobacco are excluded.

(仮訳) 精神作用物質。アルコール、オピオイド、カンナビノイド、鎮静剤および催眠剤、コカイン、その他の精神刺激剤、幻覚剤、揮発性溶剤であり、コーヒーとタバコは含まれない。

1.2.7 Use of psychoactive substances

1.2.7.1 Holders of licences provided for in this Annex shall not exercise the privileges of their licences and related ratings while under the influence of any psychoactive substance which might render them unable to safely and properly exercise these privileges.

(仮訳) 1.2.7.1 本附属書に定める免許の保有者は、安全かつ適切にこれらの特権を行使することができなくなるおそれのある精神作用物質の影響下にある間は、免許及び関連格付の特権を行使してはならない。

○米国 (FAA)

14 CFR PART 91-GENERAL OPERATING AND FLIGHT RULES

Subpart A-General

§ 91.17 Alcohol or drugs.

(a) No person may act or attempt to act as a crewmember of a civil aircraft-

- (1) Within 8 hours after the consumption of any alcoholic beverage; (2) While under the influence of alcohol; (3) While using any drug that affects the person's faculties in any way contrary to safety; or
- (4) While having an alcohol concentration of 0.04 or greater in a blood or breath specimen. Alcohol concentration means grams of alcohol per deciliter of blood or grams of alcohol per 210 liters of breath.

(仮訳) (a) 何人も、次のような状況において、民間航空機の乗組員として乗務してはならず、また、乗務しようとしてはならない。

- (1) 飲酒後8時間以内; (2) アルコールの影響下にある場合; (3) 安全に反する方法でその人の能力に影響を与える薬物を使用している場合; 又は
- (4) 血液又は呼気検体のアルコール濃度が0.04以上である場合。アルコール濃度とは、血液1デシリットル当たりのアルコール量、または呼気210リットル当たりのアルコール量を意味する。

14 CFR PART 120-DRUG AND ALCOHOL TESTING PROGRAM

§ 120.217 Tests required.

(c) Random alcohol testing. (1) Except as provided in paragraphs (c)(2) through (c)(4) of this section, the minimum annual percentage rate for random alcohol testing will be 25 percent of the covered employees.

(9) A covered employee shall only be randomly tested while the employee is performing safety-sensitive functions; just before the employee is to perform safety-sensitive functions; or just after the employee has ceased performing such functions(※).

(仮訳) (c) 抜き打ちアルコール検査 (1) 本項(c)(2)から(c)(4)に規定されている場合を除き、抜き打ちアルコール検査の年間最低実施率は、対象従業員の25%とする。

(9) 対象となる従業員が抜き打ちアルコール検査を受けるのは、その従業員が安全上重要な職務を遂行している間、安全上重要な職務を遂行する直前、又はその職務の遂行を終了した直後のみとする(※)。

※FAAの発行するガイダンスにおいて、操縦士及び客室乗務員に対する抜き打ち検査については職務遂行中の実施が困難であるため、職務を遂行する直前、又は職務を遂行した直後に実施する旨、規定されている。

○欧州 (EASA)

Commission Regulation (EU) No 965/2012

CAT.GEN.MPA.100 Crew responsibilities

(c) The crew member shall not perform duties on an aircraft: (1) when under the influence of psychoactive substances or when unfit due to injury, fatigue, medication, sickness or other similar causes;

(仮訳) (c) 乗務員は、以下の状況において乗務してはならない: (1) 精神作用物質の影響下にある場合、又は負傷、疲労、投薬、病気、その他同様の原因により乗務に適さない場合;

AMC1 CAT.GEN.MPA.100(c)(1) Crew responsibilities

ALCOHOL CONSUMPTION

The operator should issue instructions concerning the consumption of alcohol by crew members. The instructions should be not less restrictive than the following:

- (a) no alcohol should be consumed less than 8 hours prior to the specified reporting time for a flight duty period or the commencement of standby;
- (b) the blood alcohol level should not exceed the lower of the national requirements or 0.2 per thousand at the start of a flight duty period;
- (c) no alcohol should be consumed during the flight duty period or whilst on standby.

(仮訳) (a) 飛行勤務開始時刻又は待機開始時刻の8時間前以降にアルコールを摂取してはならない;

(b) 血中アルコール濃度は、飛行勤務の開始時に、各国要件又は1000分の0.2のいずれか低い方を超えてはならない;

(c) 飛行勤務中又は待機中は、アルコールを摂取してはならない。

- 航空会社においては、アルコールに関する正しい理解に基づく航空会社による乗務員の自己管理が徹底されているほか、業務中の飲酒を防止するため、依存症職員の早期発見・対応、乗務員間での相互確認の徹底といった対策を実施。

航空会社における対策

アルコールに関する正しい理解に基づく航空会社による乗務員の自己管理の徹底

基準策定以降、飲酒は安全運航に直結するものとして、各社で経営者を含めた全社員に対する教育・啓発等を行い、アルコールに関する正しい理解に基づく航空会社による乗務員の自己管理を行うための意識醸成に徹底に取り組んでいる。

- 各社にて全社員に対する対面・オンラインを通じた教育を実施
- 業界として年に2回セミナーを実施(秋はアルコール関連問題啓発月間として、各社でも教育啓発の取組を強化)

【教育内容】

アルコールの基礎知識(メカニズム、身体への影響、適切な量・頻度等)、依存症に関する知識(症状、危険信号、予防策等)、業務へ与える影響、過去事例(経緯、根本原因と対策)、理解度確認のための効果測定等

依存症職員の早期発見・対応

基準策定以降、アルコール依存のメカニズムやリスクの知識・意識の浸透を図ることはもとより、社員の飲酒傾向を把握するなどにより、依存症傾向にある社員の早期発見・モニタリング・カウンセリングを実施している。また、個人が安心して相談できる体制を構築(例:外部の相談窓口やピアサポートの活用)し、徹底的なサポートを通じて依存症根絶に取り組んでいる。

乗務員間での相互確認の徹底

業務中(便間を含む。以下同じ。)は原則チームで行動しており、基準策定以降は、過去の業務中の飲酒事案や依存症に係る教育を受けた上で、乗務員同士で相互確認することとしている。また、業務中は常に制服を着用しており、衆人環視の状況にあるほか、社員として適切な行動をとるよう教育している。

検討の方向性(案)

○ 乗務前の検査

酒気帯び状態での業務を防止するため、今後も引き続き乗務前の全数検査を義務付けることが適当ではないか。

○ 乗務後の検査

ICAO標準及び欧州においては乗務後の検査は義務付けられていない。また、米国においては乗務後の抜き打ち検査について規定されているが、年間実施回数は、乗務前の抜き打ち検査と合わせて、対象従業員数の25%にとどまっている。

我が国においては、乗務前の全数検査を義務付けていること、また、過去5年間に業務中の飲酒事案は発生しておらず業務中の飲酒防止対策が機能してきていることを踏まえ、一律に行っている乗務後検査を原則廃止することとしてはどうか。

なお、実際の乗務後検査の廃止に当たっては、各航空会社について、具体的にどのような飲酒防止対策がとられているか、当該対策が有効に機能しているか等について、各社の実情も踏まえて精査し、個別に判断していくのがよいのではないか。

○ 飛行間の検査(便間検査)

便間の時間(2時間)に基づいて一律に検査を行うのではなく、便間における勤務管理方法等、飲酒の可能性の有無を踏まえた、より合理的な基準に改正してはどうか。